仕　様　書

1　件　　名　　令和６年度那覇市立小中学校産業医配置業務委託

2　目　　的　　労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他の関連法令規則に定める事項及び職員の健康被害を防止する措置を講じ、職員の安全と健康を増進させることを目的とする。

3　業務内容

(1) 受託者

ア　労働安全衛生法第 13 条第 1 項及び第 2 項の要件を満たした産業医を契約期間中常時確保すること。

イ　産業医の業務が適法かつ適正に行われるよう産業医を管理指導すること。

ウ　産業医・学校間との訪問日程等の調整を円滑に行うこと。訪問日程の変更や中止・延期になった際も臨機応変に対応すること。

エ　新たに産業医が選任される学校については、体制構築のサポートを行うこと。

オ　衛生委員会について運営のアドバイス、議題の提供等の支援を行うこと。

カ　別途相談窓口を設置し、内容に応じて各分野の産業保健専門家に相談ができること。

キ　産業医の業務報告書を月毎に作成し、委託者に提出すること。(様式別途)

(2) 産業医

労働安全衛生法、労働安全衛生規則に規定する職務及びこれに付随する職務を実施すること。主たる業務は以下のとおりとする。

ア　職場巡視

イ　衛生委員会の委員として意見を述べること

ウ　健康診断及び面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述べること

エ　長時間勤務による健康障害を防ぐための面接指導及び必要な措置に関して意見を述べること

オ　ストレスチェックの結果に基づく指導助言

カ　健康指導、健康相談及び健康教育

キ　学校保健スタッフへの指導及び助言

ク　復職に関する支援相談等

4　産業医配置校

小学校	安謝小学校、城北小学校、泊小学校、高良小学校、 古蔵小学校、石嶺小学校、金城小学校、天久小学校
中学校	安岡中学校、首里中学校、那覇中学校、寄宮中学校、 古蔵中学校、小禄中学校、松島中学校、鏡原中学校、 金城中学校、石嶺中学校
	計　18 校

5　産業医業務の予定実施回数

基本（原則月１回１時間）　18 校×12 回	216 回
追加（１回１時間）	44 回
合計	260 回

6　産業医の要件

(1) 次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに実施させること。

ア　医師免許の交付を受けている者

イ　労働安全衛生規則第 14 条第 2 項に規定する産業医の要件を満たすもの

(2) 第 1 項の要件の確認につては、受託者が落札後、要件を満たすことを証明する書類を遅滞なく提出し、本市がそれらの書類を以って確認するものとする。

7　秘密の保持及び個人情報の保護

受託者は、本契約の履行に際し知りえた発注者の業務上の秘密及び個人情報を第三者にもらしてはならない。業務履行の作業過程の中で受託者が作成した資料等は、適切に処分すること。万が一、情報の漏えい等問題が発生した場合には、発生後速やかに委託者に報告し、損害賠償等法的、経済的責任をとること。また、契約の終了後においても同様とする。

8　委託期間

契約の日から令和７年３月 31 日までとする。

9　委託料の支払い

(1) 委託者は、受託者から提出された業務報告書により、産業医の業務が履行されたことを確認の上、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(2) １回の産業医業務実施時間は５に定める時間とし、時間延長料は支給しない。

(3) 産業医の自宅等から学校までの交通費は委託料に含むものとし、別途支給しない。

10　その他

(1) 各業務について、本仕様書または契約事項に明示されていない事項であっても、労働安全衛生規則第 14 条及び第 15 条に基づき、業務委託の性質上当然必要なものは、委託者の指示に従い行うものとする。

(2) 産業医の業務状況について支障が生じ、改善が必要である場合は、受託者は産業医に適切な指導を行い、業務の改善に努めること。また、指導を行っても業務が改善せず、本市が産業医の交替を申し出た場合には、受託者は速やかにかつ誠実に対応すること。なお、交替時の受託事務引継ぎについては、受託者において責任をもって行うものとする。

(3) 本仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、委託者と受託者で協議して定めるものとする。